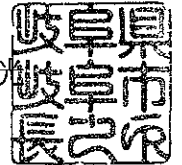


岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀訓 様

岐阜市長 細 江 茂 光



陳 述 書

平成18年4月14日付け岐阜市行政第7号で依頼のありました件について、下記のとおり陳述します。

記

1 本件公文書の内容

本件公文書の提出者である石原産業㈱は、産業廃棄物処理業の許可のない者に、フェロシルトの処理を委託し、処理基準に適合しない埋立てを行った。その結果、生活環境保全上の支障が生ずる恐れが生じた。このため、岐阜市長は、行為者である石原産業㈱に、上西郷地内に埋め立てられたフェロシルト及びこれと分離不可分な状態にある土砂等を全量撤去し、適正に処理する旨の措置命令を発出するにあたり、同社に対して行政手続法第13条の規定に基づき弁明の機会を付与した。

その結果、平成17年11月21日に「弁明書」が提出された。弁明書には証拠書類として三重県知事のリサイクル製品認定通知書等が添付されている。

岐阜市長は、平成17年11月30日措置命令を発出し、平成17年12月9日に石原産業㈱からは、この命令に沿う内容の「フェロシルト撤去計画書」が提出された。

「フェロシルトの搬入経緯」は、岐阜市が石原産業㈱のフェロシルトの埋立て事件に対応するため、その事実経過及びフェロシルト撤去等スケジュールの概要をまとめたものである。

2 本件異議申立てに係る公文書及び非公開とした内容

本件異議申立てに係る公文書及び非公開とした内容は、次のとおりである。

(1) フェロシルト撤去計画書

- ・ 「工事組織表」の法人情報
- ・ 「岐阜市上西郷地区 平面図」及び「岐阜市上西郷地区 施行配置図」における撤去場所周辺の道路
- ・ 「緊急時の体制」の法人情報及び個人情報
- ・ 「搬出経路図」における撤去場所一帯

- ・ 撤去場所の詳細な住所
- ・ 「フェロシルトの搬入経緯」及び「現在までの対応の経緯と今後のスケジュール」における法人情報

(2) 弁明書

- ・ 「弁明書」の石原産業の元副工場長の姓
- ・ 「共同研究申請書」の三重県職員及び石原産業社員の氏名
- ・ 「公開特許公報 (A)」の三重県職員及び石原産業社員の住所
- ・ 「建設追加工事実行申請書」の社員の印影及び法人名
- ・ 「開発行為計画書」の事業者、計画書作成者及び開発場所

2992 可成り
 業者名 → 法人印影は
 公開特許公報 (A) の氏名
 公開特許公報 (A) の住所
 岐阜地裁の DO 判決

- ・ 「陳述書」の石原産業の元副工場長の姓、個人の印影及び法人名
- ・ 「用途開発に関する契約書」の法人情報

外務省の許可は 29
 何事にも 30 ないわけ?

なお、不開示としたこれらの項目については、例えば、「(3) 工事組織表」とある書面では、現場責任者の氏名を塗抹しているが、氏名の前にある「現場責任者」という語句は、開示しており、「現場責任者」の次に氏名が続くこと、また、「弁明書」では、石原産業の元副工場長の姓を塗抹しているが、前後の文脈から姓であることは容易に推定することができる。

3 非公開とした理由等について

- (1) 異議申立人は、公文書公開決定通知書に不開示理由として岐阜市情報公開条例（以下「条例」という。）の条文がそのまま記載されており、不開示理由が明記されていないと申し立てる。

実施機関は、非公開とできる条例上の条項番号を示し、その条項に該当する理由を記載している。

- (2) 異議申立人は、「特定の個人が識別され得るもの」を具体的に説明していないので、条例の運用を誤っていると主張する。

「特定の個人が識別され得るもの」とは、一義的には住所、氏名又は電話番号が記載されている情報であるが、これらの記載がなくても又はこれらを削除してもなお「特定の個人が識別され得るもの」に該当するものがあるので、個別に判断する必要がある。

したがって、これらを総称する形で「特定の個人が識別され得るもの」という用語を使用している。

本件情報においては「岐阜市上西郷地区 平面図」等における撤去場所周辺の道路がこれに該当する。その理由は、「フェロシルトが誰の土地に埋設されているか」は個人の資産に関する情報であり、当該情報を公開した場合は、他の地図と合わせることで、場所が特定され、特定されれば土地の登記簿等で所有者を知ることができるからである。

- (3) 次に異議申立人は、「通常他人に知られたくないと認められるもの」を具体的に示して

いないので、条例の運用を誤っていると主張する。

174
3719 フェロシルトを搬入した場所を塗抹している。
1752 個人情報を保護している。

「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、プライバシーを保障する憲法第13条の趣旨に従い、個人の人格的自律にかかわる情報をいう。個人の人格的自律にかかわる情報とは、多岐にわたるものであり、具体的には、次の情報が該当する。

- ・思想、宗教、意識、趣味等に関する情報
- ・心身の状況、体力、健康状態等に関する情報
- ・資格、犯罪歴、学歴、職歴等に関する情報
- ・家族構成、交際関係、生活記録等に関する情報
- ・財産の状況、所得等に関する情報
- ・その他人格的自律にかかわる情報

以上のとおり、個人の人格的自律にかかわる情報とは、かなり広い情報である。これらを総称する形で「通常他人に知られたいと認められる情報」という用語を使っている。

また、今回具体的にフェロシルトを搬入した場所を塗抹しているが、フェロシルトを搬入した場所は、個人の資産に関する情報であり、それは、個人の人格的自律にかかわる情報であると判別できる。

- (4) 異議申立人は、「法人等の正当な利益を著しく害する」とは何かを具体的に説明しないのは、条例の運用を誤っていると主張する。

「正当な利益」とは、それが公開されると法人等が公正な競争原理の下で事業を行うことができなくなるような利益をいう。

「著しく害する」とは、公開されると当該法人等の事業遂行が不可能となる、変更を迫られる、事業が崩壊する等の影響を与えることが推定されることをいう。

本件の公文書公開では、取引先企業名を塗抹している。企業間の取引は、私的な契約により行われるものであり、例えば同一の給付に対して同一の対価が支払われないと違法となるものでないし、取引を望んでも自由に取引先になれるものではない。企業の取引先は、その経営において非常に重要なものであり、企業もすべての取引先を公表している訳ではない。

また、取引先はその企業の信用度を測るバロメーターにもされている。

したがって、取引先企業名が公開されることは「法人等の利益を著しく害する」に当たるといえる。

- (5) 異議申立人は、「岐阜市上西郷地区 平面図」、「岐阜市上西郷地区 施行配置図」及び「搬出経路図」の一部を非公開とすることは、「必然的に場所は判別でき、不開示とすること自体無意味である。」と主張する。

確かにフェロシルトを搬入した箇所は上西郷地区であると、市は公表している。

しかし、具体的な地番は公開していなし、3つの図面からも特定はできないように一部非公開として公開している。そして、フェロシルトが搬入されたか否かは個人の資産に関

する情報といえる。

したがって、条例第6条第1項第2号の規定により非公開とした。

- (6) 異議申立人は、生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあるにもかかわらず、不開示とすることは、条例の解釈を誤っていると主張する。

確かに条例第6条第1項第2号イには、一定の場合に開示すべき旨が規定されている。

しかし、同号イの規定は、知る権利と個人のプライバシー保護の調整を図るものである。

岐阜市は、既に「生活環境保全上の支障が生ずる恐れがある区域」として上西郷地区が該当する旨を発表し、生活環境の保全にも意を注いでいであり、公文書公開請求に対しては、実施機関は、当該発表した内容を踏まえ、一部を非公開として公開したものである。

したがって、実施機関の一部非公開処分は、条例第6条第2号イに反するものではない。

- (7) 異議申立人は、「フェロシルトの搬入経緯」及び「現在までの対応の経緯と今後のスケジュール」における法人情報を、法人名等は登記簿に記載されており、閲覧をすることができ、非公開とする理由がないと主張する。

法人の取引先の情報が条例第6条第1項第3号に該当する旨は、(4)で述べた。

また、異議申立人は、登記簿で閲覧できることを理由に開示すべき旨を主張するが、登記簿は、株式会社の場合は、商号、会社の目的、取締役の氏名、資本金の額が記載されているにすぎず、その株式会社の取引先が公表されているわけではない。

したがって、取引先企業名を公開することは「法人等の正当な利益を著しく害する」に当たるといえる。

- (8) 異議申立人は、フェロシルトに他の廃液が混入させた可能性のある者の姓を非公開とすべきではないと主張している。

まず、姓は、石原産業四日市工場元副工場長という役職とあいまって特定の個人を識別され得る情報である。次に石原産業四日市工場元副工場長という職歴を示す情報であり、フェロシルトで社会問題となっている会社の元副工場長という職歴は、通常他人に知られたくない情報に当たるので、条例第6条第1項第2号本文に規定する個人情報に当たる。

異議申立人は、管理職であるものの姓は、公開すべきと申し立てるが、条例第6条第1項第2号各号のいずれにも該当しないことから例外的に開示すべき情報でもない。

- (9) 異議申立人は、共同研究申請書に記載されている三重県職員は公務員であり、公開すべきと主張する。

決定を取り消し、共同研究申請書に記載されている三重県職員の氏名を公開する。

- (10) 異議申立人は、公開特許公報(A)三重県職員及び石原産業社員の住所をインターネット上で公開されている情報であり公開すべきと主張する。

決定を取り消し、発明者の住所を公開する。

- (11) 異議申立人は、開発行為計画書の事業者、計画書作成者を登記簿で閲覧できるとして公開すべきと主張する。

これらの情報が(4)と同様の理由で条例第6条第1項第3号の「法人等の正当な利益を著しく害する」に当たる。

また、異議申立人は、開発場所を三重県のホームページでも公開しており、公開すべきと主張する。

開発場所を特定する情報は、(1)と同様の理由で条例第6条第1項第2号の個人に関する情報といえる。

なお、三重県のホームページにおいても亀山市辺法寺とのみ公開しており、地番等までは公開していない。